平成２９年（フ）第１８６９号
神奈川県藤沢市石川６丁目11番地の11　サニーヒルズ202
債務者　森　　義博
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９３号
神奈川県大和市福田４丁目22番地１　コクブマンション505号
債務者　井上　信幸
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８０号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目12番１号　ハイツ松風103
債務者　川田　拓朗
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０８８号
横浜市中区寿町３丁目11番地７　ニュー青葉荘525号室
債務者　平戸　一郎
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９７号
横浜市旭区二俣川１丁目10番地11　司ハイム105号室
債務者　瀬谷亜里沙
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
大分県中津市大字是則108番地
債務者　古味ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午後１時30分　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０２２号
横浜市港北区日吉本町２丁目44番６号
債務者　中島　峰美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４８号
大分市大字森町837番地の１
破産者　江藤　達也
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４９号
大分市大字森町837番地の１
破産者　江藤　良江
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９８３号
札幌市手稲区前田１条12丁目４番30号　357テイネ105号、開始決定時の住所札幌市北区北31条西12丁目２番１―215号
破産者　小林　稔子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
茨城県つくばみらい市小絹1260番地１
破産者　飯島　静江
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３２号
茨城県小美玉市上玉里2225番地８、前住所茨城県小美玉市上玉里2226番地２
破産者　山口　俊雄
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３４号
茨城県つくば市梅ケ丘８番地20
破産者　嶋　　豊
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４７４号
埼玉県川口市大字辻633番地の３
破産者　酒井　宏侑
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６８号
埼玉県鴻巣市赤見台１丁目３番23―302号　北鴻巣パークホームズ弐番館
破産者　砂見　　努
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀2027番地８
破産者　中野　則利
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係